

NEWS

～ 平成 24 年 7 月

岡経営労務事務所／経営労務協会（労働保険事務組合）

発行年月時点の情報をもとに記載しており、閲覧時の法令・運用と異なることがあります

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759
URL <http://www.okakeiei.jp>

～ 外国人の新しい在留管理制度がスタートします ～

平成 24 年 7 月 9 日から、

現在の外国人登録制度が廃止され、新しい在留管理制度がスタートします。

今号では、外国人を雇用している、あるいは、これから雇用しようとするときに事業所でどのような対応が必要になるのか、今までと何が違うのか、といった点について、人事労務管理の面から見た対応についてお知らせします。

■ 【在留カード】 が交付されます

新しい在留管理制度の対象者は、今までの外国人登録証明書に代えて、【在留カード】が交付されます。ただし、【在留カード】への変更は順次行われていくことから、切り替えが終わるまでの一定期間は、現在の外国人登録証明書が【在留カード】とみなされます。切り替え時期については後述をご参照ください。

■ 【在留カード】 に記載される事項

在留カードは運転免許証と同じ大きさです。以下の情報が記載されます。

1. 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国等
2. 住居地
3. 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
4. 許可の種類及び年月日
5. 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
6. 就労制限の有無
7. 資格外活動許可を受けているときはその旨

■外国人の方も【住民票】が取得できるようになります

在留カードの交付対象となる方は、日本人と同様に、住民票の写し（または住民票記載事項証明書）が取得できるようになります。

外国人の住民票には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所等の基本事項、国民健康保険等の被保険者に関する事項のほか、外国人住民特有の事項として、国籍等、在留資格、在留期間等が記載されます。

事業所では現住所確認のために、住民票（住民票記載事項証明書）を提出してもらおうとよいでしょう。

■雇用時と雇用中は「在留カード」を確認します

在留カードを持っていても、事業所で就労できる外国人とは限りません。外国人を雇用するときは、在留カードに記載されている内容により、就労が認められている外国人かどうかを確認します。在留カードがあれば「**不法滞在**」ではありませんが、「**不法就労**」とならないように気を付けましょう。

また、雇用後は定期的に在留カードの内容に変更が無いかどうかを確認します。雇用後に在留カードの記載内容が変わる場合があるので注意が必要です。

■事業所で就労できるかどうかの判断は？

在留カードには「就労制限」や「資格外活動許可」の有無が記載されています。就労を希望する外国人が適法に就労できるかどうかは、在留カードに記載された「就労制限の有無」や「資格外活動許可の有無」等をチェックします。

【在留カードの表面】には・・・

- ・就労が認められていない場合は「就労不可」と記載されます
- ・就労が認められている場合には在留資格に応じた記載がされます
表記例：「在留資格に基づく就労活動のみ可」
「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」

【在留カードの裏面】には・・・

- ・資格外活動許可を受けている場合には、許可の概要が記載されます
表記例：「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く）」
「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」

■「在留カード」の確認方法

在留カードの内容は、必ず「**原本**」で確認しましょう。「原本」を確認したうえで「コピー」を取り事業所で保管します。**雇用後も定期的に**「原本」を確認し、「コピー」を取ります。

コピーのみを提出する方もいるようですが、**在留カードは常時携帯が義務**付けられているので常に所持していなければならないものです。「原本は家で保管している」等は不法滞在、不法就労の原因になる可能性があります。

■現在の外国人登録証明書から在留カードへの切り替え時期

新しい在留管理制度がスタートしてから**一定期間は原則として現在の「外国人登録証明書」が「在留カード」とみなされます**。すぐに「在留カード」に換える必要はありませんが、希望する場合には換えることができます(※)。

「外国人登録証明書」から「在留カード」への具体的な切替え(※)は、

- ・永住者以外の方 … 原則として在留期間更新等の手続の際に在留カードを交付
- ・永住者の方 … 原則として3年以内に在留カードの交付を申請

したがって、**すべての外国人が完全に「外国人登録証明書」から「在留カード」への切り替えが完了するのは数年後**になります。この数年間は「外国人登録証明書」を所持していても適法となる方が多数いらっしゃいますので留意が必要です。

※詳細は法務省入国管理局 HP をご確認ください

■不法就労者を雇用してしまうと・・・

不法就労者であることを知らずに事業所が雇用してしまったときの罰則については、以前よりも厳格化されるようです。

法務省入国管理局ホームページによれば、「在留カードの導入により在留資格・資格外活動許可の有無等の判別が極めて容易になることに伴い、雇用主が、雇用する外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、そのことについて、在留資格の有無を確認していない等の過失がある場合には処罰を免れません」とあります。

「不法就労者であることを知らなかった」とならないよう、定期的に、在留カードの内容を確認するようにしましょう。

■詳しくお知りになりたい方は

法務省のホームページに詳細が記載されていますのでご覧ください

【パンフレット】(PDF)

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/NewResidencyManagementSystem-\(JA\).pdf](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/NewResidencyManagementSystem-(JA).pdf)

【Q&A】(事業所関係は Q130～Q136 参照)

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/q-and-a.html

【新しい在留管理制度がスタート】

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

～ 岡事務所からのお知らせ ～

各種書式を岡事務所のホームページにご用意しています

◇ 顧問先様 → 岡事務所への連絡書式

<http://www.okakeiei.jp/idourenraku.htm>

- ・「入社」「退職」のご連絡
- ・「扶養追加」「扶養削除」
- ・「住所・氏名変更」
- ・「退職後の社会保険手続について」(退職者配布用)

◇ 人事労務管理の書式集

<http://www.okakeiei.jp/shosiki.htm>

- ・「雇用契約書」「雇入通知書」
- ・「在職証明書」「退職証明書」
- ・「退職届」
- ・「人事情報届出用紙」「給与振込口座届」「通勤手当申請書」
- ・「扶養控除等(異動)申告書」等